

令和8年度教育庁動画コンテンツ制作及び戦略的な SNS 情報発信委託業務 仕様書

1 目的

教育庁の活動や魅力を動画コンテンツを通じて効果的に県民に伝え、教育行政への理解と信頼を深めることを最優先とします。特に、動画媒体に親和性の高い特定のターゲット層へのエンゲージメントを強化し、教育庁のブランドイメージ向上と情報発信力の飛躍的な強化を図ります。

2 業務名

令和8年度教育庁動画コンテンツ制作及び戦略的な SNS 情報発信委託業務

3 委託期間

令和8年7月15日(予定)から令和9年3月31日まで

4 本業務の情報発信項目およびターゲット

(1) 情報発信項目

- ① 県立学校の取組や魅力
- ② 教育庁の取組等

(2) ターゲットの考え方

- ① 県内外の小学生、中学生及びその保護者
- ② 児童・生徒及びその保護者等

※性別は男女問わず

(3) ターゲットに起こしてもらいたい行動変容

- ① 県立学校に興味・関心を持ってもらい→教育庁の公式 SNS を閲覧・フォローしてもらい→オープンキャンパス・説明会等への参加申込や受験申込をもらう。
- ② 教育庁の取組等について知ってもらい→教育庁の公式 SNS を閲覧・フォローしてもらう。

5 業務内容

本業務は、教育庁の広報目的達成のため、動画を核とした広報戦略の立案から、ターゲット層に響く動画コンテンツの企画・制作、各 SNS 媒体 (Instagram および YouTube) での動画発信、効果測定、そしてデータに基づいた分析と改善提案までの一連の業務を委託するものです。

(1) 広報戦略の立案

- ターゲット層の明確化とインサイト分析: 小学生・中学生・高校生・保護者などのターゲットごとに、彼らの情報収集行動、動画視聴傾向、関心事、課題意識、訴求ポイントを分析すること。
- 戦略的目標設定: 本業務の目的を達成する上で、それぞれの施策の適否を判断する基準となる指標とその指標を観測していくための方法 (計測手法等) を具体的に設定し、その内容を提案書に記載すること。また、事業効果の最大化を目指して、上記で設定した指標の結果を踏まえ、効果的な運用に努めること。
- 年間動画コンテンツ制作・発信計画 (コンテンツカレンダー) の策定: 上記戦略に基づき、年間を

通じた動画コンテンツのテーマ、種類(ショート、長尺等)、公開スケジュールを策定すること(初期1ヶ月で策定、必要に応じて四半期ごとに見直す)。

(2) 動画コンテンツの企画・制作

(ア) 企画

- 動画は本仕様書記載の「1 目的」を踏まえ、学校現場や教育委員会等を訪問し、県立学校の日常、イベント、取組や魅力、教育施策、教育庁の取組などの紹介動画を企画すること。
- 制作した動画は、教育庁の公式 SNS (Instagram、YouTube) を活用して発信することを前提とする。
- 公式 Instagram を使用したリール・ストーリーズ・フィード投稿を「認知・関心の喚起」の起点とし、YouTube の深掘りコンテンツへシームレスに誘導する動線を企画すること。
- Instagram は、教育庁に質問してみたいことや、やってほしい企画等を募る双方向型のコミュニケーションツールとしても活用することを前提に、その具体的な企画等も提案すること。
- 視聴回数等の分析を踏まえ、効果的な配信を行うための SNS の企画を実施すること。
- 提案時は、動画が本ターゲットの中で幅広く視聴される工夫をし、その点を提案書に含めること。

(イ) 制作

受託者は企画に基づいた撮影、編集、音響処理、テロップ・グラフィック制作、BGM 選定、サムネイル制作を行う。

- ショート動画(15 秒～90 秒程度):月に 2 本以上を想定
Instagram での公開を想定
- 長尺動画(2 分～5 分程度):月に 2 本以上を想定
Instagram および YouTube での公開を想定し、より深く情報を伝える動画
- 長尺動画(15 分～20 分程度):1～2 本
YouTube での公開を主眼にした動画
- 提案に際しては、種類ごとの制作可能動画数を提案すること。

(ウ) 制作にあたって

- 日程、取材者、取材先、取材内容は大分県と協議の上決定する。
- レポーター等の使用は提案内容の構成や演出等により任意とする。
- 一度の撮影で得られた素材を最大限活用し、ショート動画、長尺動画など、複数の異なるフォーマットに展開・再編集することは差し支えない。
- 公式 SNS に掲載する動画のタイトル・キャッチフレーズ・紹介文等は受託者が作成すること。
- 公式 SNS 媒体の特性に合わせ、動画の尺、アスペクト比、ファイル形式、キャプション(テキスト)、ハッシュタグを最適化し、視聴回数を最大化するための投稿タイミングを調整のうえ投稿すること。
- 発信内容や方法については、適宜大分県と情報共有すること。
- タイムリーな情報発信を行うため、短期間での制作を依頼する場合があることから、それに対応できる実施体制を整備すること。

(3) 分析・改善提案・効果測定

- 運用報告と改善提案: 動画公開から3~6カ月経過後に、データに基づいた課題の特定、成功要因の分析、そして次期の動画企画、制作、運用方法に関する改善提案を行う。
- 効果測定と分析: 各 SNS 媒体の分析ツールに加え、必要に応じて動画分析ツールも活用し、視聴回数、視聴維持率、エンゲージメント率、クリック数、フォロワー増減などを分析し、令和9年3月31日までに分析レポートを提出すること。

(4) 自由提案

上記(1)、(2)、(3)を実施したうえで、その他の方法により事業費の範囲内において教育庁の活動や魅力を効果的に実施できるものがあれば企画提案すること。

6 提出物及び成果物

(1) 提出物

- 契約締結後、速やかに委託業務スケジュールを提出し、承認を受けること。なお、スケジュールは大分県と受託者の協議により修正できるものとする。

(2) 投稿動画等

- 本業務により制作した動画等は、制作完了後、随時データにて納品すること。なお、データにおいては編集可能なものを納品すること。
- 本業務により制作した動画等の著作権の取扱いは、次のとおりとする。
 - ① 受託者は、成果物に付与される著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に規定する権利を、第13条第2項の規定による引渡しと同時に大分県に無償で譲渡するものとする。
 - ② 大分県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
 - ③ 受託者は、大分県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

(3) 成果物等

- ① 画像、動画、テキスト等の受託者が本業務実施に当たり作成した一切のデータ
※データ納品の方法は、大分県と受託者にて協議の上決定すること。
- ② アクセス分析レポート
- ③ 業務完了通知書

(4) 実施体制

- 受託者は、本業務遂行のため、統括責任者、動画ディレクター、動画クリエイター(撮影・編集)、SNS 運用担当者など、動画制作と発信に特化した専門性を持つ体制を構築し、役割と責任を明確にすること。

- 大分県との連絡窓口を明確にし、迅速な連携体制を構築すること。
- 大分県側も、情報提供、フィードバック、動画コンテンツの題材提供など、業務遂行に必要な協力を行うものとする。

7 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

8 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 受託者決定から契約締結の間に大分県と契約内容を詳細に協議すること。
- (3) 業務の実施に当たっては、委託業務の責任者を選任するとともに、委託者と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、業務を進めるものとする。
- (4) 受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により大分県の承認を得たときはこの限りではない。なお、「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。
- (5) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は大分県に帰属することとする。
- (6) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、大分県と受託者が協議の上決定することとする。なお、本仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然に必要なと思われるものについては、本業務に含まれるものとする。
- (8) 以上に定めるもののほか、本業務の遂行に当たり、疑義が生じた場合は、大分県と十分協議した上で、本業務を実施すること。